

第1回 糸魚川市地域公共交通会議

日時 平成24年7月23日（月）13：30～
会場 糸魚川市役所本庁舎 203・204 会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 地域公共交通会議について

資料No. 1 糸魚川市地域公共交通会議設置要綱

資料No. 2 地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について
（地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドラインほか）

4 報 告

(1) 会長職務代理の指名について

資料No. 3 糸魚川市地域公共交通会議委員名簿

(2) 路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー等の運行状況について 資料No. 4

(3) 平成24年度コミュニティバス市振・上路線の運行継続について 資料No. 5

(4) 小滝地区乗合タクシー運行事業者の変更について 資料No. 6

(5) 使用車両の変更について 資料No. 7

(6) その他

5 協 議

(1) 路線バスの平成 24 年 10 月 1 日付けダイヤ改正（案）について

資料No. 8 経路及び運行回数の変更について

(2) 平成 25 年度コミュニティバス市振・上路線の運行継続について

資料No. 9

(3) 協議事項及び報告事項について

資料No. 10

(4) その他

6 その他

【参考】道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号） 「第九条第四項」

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）**は、旅客の運賃及び料金**（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第二号及び第五号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）**の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。**これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、**国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、**当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、**その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。**これを変更しようとするときも同様とする。

5 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

6 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

【参考】道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

（法第九条第四項 の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項 の合意しているときとは、同項 の届出に係る運賃等について 地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会 において協議が調っているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2** 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
 - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者